

香川県所在貿易企業における取引契約上の 留意点に関する時系列考察

—2019年アンケート結果の追加版—

吉田友之

はしがき

筆者は、香川県に所在する貿易業者を対象として2014年に「トレード・タームズ (Trade Terms ; 貿易定型取引条件) の使用実態」についてアンケート調査を実施した (以下、2014と称す)¹⁾。この種の調査は一定の時間的間隔をおいて定点的観測を行うことで一層の説得力を有するようになると考え、つづいて2019年 (以下、2019と称す)²⁾ の2回にわたりアンケート調査を実施することとなった。2回にわたる同調査から所期の目的は達成できその成果を順次論文にまとめたが、副産物として業者の売買契約にかかわる現状のデータを入手することができた。このデータはとくに中小貿易企業に対して示唆に富む事項の証明ともなっている。つまりそれは、貿易業者が貿易売買契約で取り決めるべき条件であると理論上いわれていることは、実際上どの程度まで盛り込まれているのかについてつまびらかにしている。

-
- 1) ①調査のテーマ:トレード・タームズ (貿易定型取引条件) に関するアンケート調査。②調査の実施期間: 2014年9～10月。③調査対象者:日本貿易振興機構 (ジェトロ) 香川貿易情報センター『2012-13年版香川県貿易投資関係企業名簿』に掲載された企業中、貿易形態の項目で直接輸出および/または直接輸入との記載があり、かつ同一グループ企業内貿易ではないとみられる全業者。④調査の実施方法:アンケート票、アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状、返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し、返送を依頼した (いわゆる郵送調査法)。アンケート調査票を郵送し返送を依頼した (9月)。⑤回答者数:アンケート調査票送付総数106件で回収数33件であった。そのうち有効回答数は29件で、4件は「直接貿易は行っていない」、「商社を通じての貿易」であった。したがって、回収率は31.1% [33件÷106件]、有効回収率は27.4% [29件÷106件]、無効回答を除く有効回答率は28.4% [29件÷(106件-4件)] であった。
- 2) ①調査のテーマ:トレード・タームズ (貿易定型取引条件) に関するアンケート調査。②調査の実施期間: 2019年1～2月。③調査対象者:日本貿易振興機構 (ジェトロ) 香川貿易情報センター『2016-17年版香川県貿易投資関係企業名簿』に掲載された企業中、貿易形態の項目で直接輸出および/または直接輸入との記載があり、かつ同一グループ企業内貿易ではないとみられる全業者。④調査の実施方法:アンケート票、アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状、返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し、返送を依頼した (いわゆる郵送調査法)。アンケート調査票を郵送し返送を依頼した (1月)。⑤回答者数:アンケート調査票送付総数124件で回収数48件であった。そのうち有効回答数は46件で、2件は「直接貿易は行っていない」、「商社を通じての貿易」であった。したがって、回収率は38.7% [48件÷124件]、有効回収率は37.1% [46件÷124件]、無効回答を除く有効回答率は37.7% [46件÷(124件-2件)] であった。

第1章では貿易業者は貿易取引上の必須条件として使用するトレード・タームズに対していかなる準拠規則を採用しているのか、第2章では貿易業者がトレード・タームズに対する準拠規則を取り決めていない場合の理由とその対処方法はどうしているのか、第3章では貿易売買契約書にどのような内容の紛争解決方法規定を行っているのか、第4章ではウィーン売買条約をどの程度理解しているのかの理解度などについて、2014年のデータに2019のそれを追加し時系列的比較考究を行いたい。そして貿易売買契約書の中で詳細な事項まで売買両当事者間で合意しておくことが理論上最良であるといわれているが、これは実務と乖離しているのか、乖離があるとすればどのような点であるのかを明らかにしたい。そのうえで、理論と実務の視点から中小企業が貿易取引を行う際の契約上の留意点について言及したい。

第1章 利用トレード・タームズに準拠する規則

1 単純集計と分析

1) アンケート結果の比較

「貴社が使用するトレード・タームズは何に準拠していますか」(1～2つ回答)について質問したところ³⁾、表1の回答を得た。

表1 トレード・タームズの準拠規則

[左段：回答者ベース]⁴⁾ (右段：回答数ベース)⁵⁾

(単位%)

	2014年 〔26件〕 (28件)	2019年 〔41件〕 (46件)
インコタームズ2010年版	9件 〔34.6〕 (32.1)	12件 〔29.3〕 (26.1)
インコタームズ2000年版	1件 〔3.8〕 (3.6)	1件 〔2.4〕 (2.2)
インコタームズ1990年版	0件 〔0.0〕 (0.0)	0件 〔0.0〕 (0.0)
インコタームズ (何年版かは明示しない)	4件 〔15.4〕 (14.3)	7件 〔17.1〕 (15.2)
1941年改正米国貿易定義	1件 〔3.8〕 (3.6)	0件 〔0.0〕 (0.0)
同業者団体が規定した規則	1件 〔3.8〕 (3.6)	2件 〔4.9〕 (4.3)
社内で独自に作成した規則	2件 〔7.7〕 (7.1)	5件 〔12.2〕 (10.9)
どの規則にも準拠していない	8件 〔30.8〕 (28.6)	15件 〔36.6〕 (32.6)
その他	2件 ⁶⁾ 〔7.7〕 (7.1)	4件 ⁷⁾ 〔9.8〕 (8.7)

3) 以下、本論中で傍点を付けているカッコ内の文はアンケート票の質問文である。

4) 回答頻度を示す (回答者が選択回答した割合)。

5) 回答比率を示す (全回答数からみて選択回答の占める割合)。

6) ・農水省

7) ・知らない、・全く知らない。知識がないです。どんな規則があるのか知らない、・不明。

2) 結果の実態比較

回答者ベースでは以下ようになっていた。

2014では、「どの規則にも準拠していない」は2.4社に1社と最も高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は4.6社に1社、「同業者団体が規定した規則」は5.1社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は7.7社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は9.2社に1社、「社内で独自に作成した規則」は23.0社に1社とつづいていた。

2019では、「どの規則にも準拠していない」は、3.2社に1社と最も高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は3.8社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は5.0社に1社、「社内で独自に作成した規則」は7.5社に1社、「その他」は11.2社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」, 「同業者団体が規定した規則」はともに14.9社に1社, 「1941年改正米国貿易定義」は45.5社に1社とつづいていた。

時系列的には、「どの規則にも準拠していない」は、各年ともに2.4～3.2社に1社のほぼ同じく最も高い回答頻度で推移していた。「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は各年ともに4.6～3.8社に1社の2位のほぼ同じ回答頻度で推移していた。「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は7.7～5.0社に1社の中位のほぼ同じ回答頻度で推移していた。「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は9.2～14.9社に1社と回答頻度が上下動していた。2014では2000年版は制定後14年経過した時点の結果であり、2019では19年経過した時点の結果であり、その経過年を経ては経つほど使用頻度が低下していた。「同業者団体が規定した規則」は5.1～14.9社に1社と回答頻度が上下動していた。「社内で独自に作成した規則」は23.0～7.5社に1社と回答頻度が上下動していた。

2 クロス集計と分析

1) アンケート結果の比較

2014では、「貿易形態」と「使用するトレード・タームズの準拠規則」のクロス集計（回答数ベース）は表2の結果であった。

表2

	上段：件 下段：%	合計	使用タームズの準拠規則								
			インコ タームズ 2010年版	インコ タームズ 2000年版	インコ タームズ 1990年版	インコ タームズ (何年版 は不明示)	1941年 改正米国 貿易定義	同業者団 体が規定 した規則	社内で独 自に作成 した規則	どの規則 にも準拠 していな い	その他
全体		28 100.0	9 32.1	1 3.6	0 0.0	4 14.3	1 3.6	1 3.6	2 7.1	8 28.6	2 7.1
貿易形態	輸出入業	8 100.0	4 50.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	1 12.5	1 12.5
	輸出入のみ	10 100.0	3 30.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	4 40.0	0 0.0
	輸入業のみ	9 100.0	2 22.3	0 0.0	0 0.0	2 22.2	0 0.0	0 0.0	2 22.2	2 22.2	1 11.1
	その他	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0

2019では、「貿易形態」と「使用するトレード・タームズの準拠規則」のクロス集計（回答数ベース）は表3の結果であった。

表3

	上段：件 下段：%	合計	使用タームズの準拠規則								
			インコ タームズ 2010年版	インコ タームズ 2000年版	インコ タームズ 1990年版	インコ タームズ (何年版は 不明示)	1941年 改正米国 貿易定義	同業者団 体規定の 規則	社内で独 自に作成 した規則	どの規則 にも準拠 していな い	その他
全体		46 100.0	12 26.1	1 2.2	0 0.0	7 15.2	0 0.0	2 4.3	5 10.9	15 32.6	4 8.7
貿易形態	輸出入業	13 100.0	3 23.0	1 7.7	0 0.0	3 23.1	0 0.0	0 0.0	1 7.7	3 23.1	2 15.4
	輸出入のみ	10 100.0	4 40.0	0 0.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0	3 30.0	0 0.0
	輸入業のみ	23 100.0	5 21.7	0 0.0	0 0.0	3 13.0	0 0.0	1 4.3	3 13.0	9 39.3	2 8.7
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

2) 結果の実態比較

貿易形態によってトレード・タームズの準拠規則ごとに特徴があるかないかが分かる。

2014では、表2のように、「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2010年版」は、「輸出入業」、「輸出入業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸出入業」と比べて非常に高い選択傾向となっており、「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向となっていた。「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は、「輸出入業」、「輸出入業」の順となっており、ほぼ同じ選択傾向がみられた。「どの規則にも準拠していない」は、「輸出入業」、「輸出入業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸出入業」と比べてかなり高い選択傾向となっており、「輸

出入業」と比べて極めて高い選択傾向となっていた。「輸入業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向となっていた。

2019では、表3のように、「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2010年版」は、「輸出業」、つづいて「輸出入業」、「輸入業」がほぼ同比率の順となっていた。「輸出業」は、「輸出入業」、「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は、「輸出入業」、つづいて「輸入業」、「輸出業」がほぼ同比率の順となっていた。「輸出入業」は、「輸入業」、「輸出業」と比べて高い選択傾向がみられた。「同業者団体が規定した規則」は、「輸出業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「社内で独自に作成した規則」は、「輸入業」、「輸出業」がほぼ同比率で、つづいて「輸出入業」の順となっていた。「輸入業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「どの規則にも準拠していない」は、「輸入業」、「輸出業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸入業」は、「輸出業」と比べて若干高い選択傾向となっており、「輸出入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「輸出業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。

第2章 利用トレード・タームズに対する規則の非準拠理由

1 単純集計と分析

1) アンケート結果の比較

「(どの規則にも準拠していない方は回答ください) どの規則にも準拠していない理由は何ですか」(2～3つ回答)について質問したところ、表4の回答を得た。

表4 どの規則にも非準拠の理由 (非準拠者のみ)

[左段: 回答者ベース] (右段: 回答数ベース)

(単位%)

	2014年 〔8件〕(16件)	2019年 〔15件〕(28件)
特に問題が生じたことがないから	7件 〔87.5〕(43.6)	13件 〔86.7〕(46.5)
それが長年のやり方であるから	5件 〔62.5〕(31.3)	6件 〔40.0〕(21.4)
相手方からの要求がないから	3件 〔37.5〕(18.8)	2件 〔13.3〕(7.1)
相手方に準拠規則の採用を説明するのが面倒であるから	0件 〔0.0〕(0.0)	0件 〔0.0〕(0.0)
どんな規則があるのかわからないから	1件 〔12.5〕(6.3)	6件 〔40.0〕(21.4)
どの規則が適切であるかわからないから	0件 〔0.0〕(0.0)	1件 〔6.7〕(3.6)
その他	0件 〔0.0〕(0.0)	0件 〔0.0〕(0.0)

2) 結果の実態比較

回答者ベースでは以下ようになっていた。

2014では、「特に問題が生じたことがないから」は1.1社に1社、「それが長年のやり方であるから」は1.6社に1社、「相手方からの要求がないから」は2.7社に1社、「どんな規則があるのか知らないから」は8.0社に1社の回答頻度となっていた。

2019では、「特に問題が生じたことがないから」は1.2社に1社、「それが長年のやり方であるから」は2.5社に1社、「どんな規則があるのか知らないから」は2.5社に1社、「相手方からの要求がないから」は7.5社に1社、「どの規則が適切であるか分からないから」は15.0社に1社の回答頻度となっていた。

時系列的には、「特に問題が生じたことがないから」は、各年ともに1.1~1.2社に1社のほぼ同じく最も高い回答頻度で推移していた。「それが長年のやり方であるから」は、各年ともに1.6~2.5社に1社の2位の高い回答頻度で推移していた。「相手方からの要求がないから」は、2014では2.7社に1社、2019では7.5社に1社の回答頻度で上下動がみられた。「どんな規則があるのか知らないから」は、2014では8.0社に1社、2019では2.5社に1社の回答頻度で上下動がみられた。「相手方からの要求がないから」と「どんな規則があるのか知らないから」が2014と2019で入れ替わる回答頻度となっていた。

回答数ベースでは以下ようになっていた。

2014では、「特に問題が生じたことがないから」は4割強を占め、以下「それが長年のやり方であるから」は3割強、「相手方からの要求がないから」は約2割、「どんな規則があるのか知らないから」は約6分の順となっていた。

2019では、「特に問題が生じたことがないから」は約4割6分を占め、以下「それが長年のやり方であるから」、「どんな規則があるのか知らないから」は2割強、「相手方からの要求がないから」は1割弱、「どの規則が適切であるか分からないから」は約4分の順となっていた。

時系列的には、「特に問題が生じたことがないから」は、各年ともに4割強から約4割6分の回答比率で推移していた。「それが長年のやり方であるから」は、3割強から2割強の回答比率で推移していた。「相手方からの要求がないから」は、2014の2割弱、2019の1割弱と回答比率は多少上下動していた。「どんな規則があるのか知らないから」は、2014の約6分から2019の2割強と回答比率は多少の上下動がみられた。「相手方からの要求がないから」と「どんな規則があるのか知らないから」が2014と2019で入れ替わる回答比率となっていた。

2 クロス集計と分析

1) アンケート結果の比較

2014では、「貿易形態」と「どの規則にも非準拠理由」のクロス集計（回答数ベース）は表5の結果であった。

表 5

	上段：件 下段：%	合計	どの規則にも準拠しない理由					その他	
			特に問題が生じたことがない	それが長年のやり方	相手方からの要求がない	準拠規則の採用の説明が面倒	どんな規則があるのかわからない		どの規則が適切であるかわからないから
全体		16 100.0	7 43.6	5 31.3	3 18.8	0 0.0	1 6.3	0 0.0	0 0.0
貿易形態	輸出業と輸入業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	輸出業のみ	8 100.0	3 37.5	2 25.0	2 25.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0
	輸入業のみ	5 100.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	その他	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

2019では、「貿易形態」と「どの規則にも非準拠理由」のクロス集計（回答数ベース）は表6の結果であった。

表 6

	上段：件 下段：%	合計	どの規則にも準拠しない理由					その他	
			特に問題が生じたことがない	それが長年のやり方	相手方からの要求がない	準拠規則の採用の説明が面倒	どんな規則があるのかわからない		どの規則が適切であるかわからないから
全体		28 100.0	13 46.5	6 21.4	2 7.1	0 0.0	6 21.4	1 3.6	0 0.0
貿易形態	輸出業と輸入業	6 100.0	2 33.3	3 50.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0
	輸出業のみ	6 100.0	2 33.3	1 16.7	2 33.3	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0
	輸入業のみ	16 100.0	9 56.2	2 12.5	0 0.0	0 0.0	4 25.0	1 6.3	0 0.0
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

2) 結果の実態比較

貿易形態によってどの規則にも準拠しない理由に特徴があるかないかが分かる。

2014では、表5のように、「特に問題が生じたことがないから」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸入業」、「輸出業」と比べて高い選択傾向、「輸出業」、「輸入業」はほぼ同じ選択傾向がみられた。「それが長年のやり方であるから」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸入業」と比べて高い選択傾向、「輸出業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸入業」は、「輸出業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「相手方からの要求がないから」は、「輸出業」、「輸入業」の順となっており、ほぼ同じ選択傾向がみられた。

2019では、表6のように、「特に問題が生じたことがないから」は、「輸入業」、つづいて「輸

出入業], 「輸出業」が同比率であった。「輸入業」は, 「輸出入業」, 「輸出業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた。「それが長年のやり方であるから」は, 「輸出入業」, つづいて「輸出業」, 「輸入業」がほぼ同比率であった。「輸出入業」は, 「輸出業」, 「輸入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「どんな規則があるのか知らないから」は, 「輸入業」, つづいて「輸出入業」, 「輸出業」が同比率であった。「輸入業」は, 「輸出入業」, 「輸出業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。

時系列的には, 「それが長年のやり方であるから」は, 「輸出入業」で選択傾向が最も高いままで推移していた。

第3章 紛争解決方法規定の有無

1 単純集計と分析

1) アンケート結果の比較

「貴社が使用する貿易売買契約書の中に紛争解決方法についての規定はありますか」について質問したところ, 表7の回答を得た。

表7 紛争解決方法規定の有無 (回答数ベース)

(単位%)

	2014年 (26件)	2019年 (44件)
ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定	5件 (19.2)	16件 (36.4)
ある…同業者団体の仲介による紛争解決規定	0件 (0.0)	0件 (0.0)
ある…商事仲裁による紛争解決規定	1件 (3.8)	1件 (2.3)
ある…訴訟による紛争解決規定	2件 (7.7)	1件 (2.3)
ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため	9件 (34.7)	17件 (38.5)
ない…貿易売買契約書自体を作成していない	6件 (23.1)	8件 (18.2)
その他	3件 ⁸⁾ (11.5)	1件 ⁹⁾ (2.3)

2) 結果の実態比較

2014では, 「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は約3割5分, 「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は2割強,

8) ・代理店契約書内に記載, ・ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」と「ある…訴訟による紛争解決規定」

9) ・正式の規則はないが, 相方で話し合って解決するようにしています。

「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は約1割6分、「その他」は1割強、「ある…訴訟による紛争解決規定」は1割弱、「ある…商事仲裁による紛争解決規定」は約4分を占めていた。

2019では、「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は4割弱、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は約3割6分、「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は2割弱、「ある…商事仲裁による紛争解決規定」、「ある…訴訟による紛争解決規定」、「その他」はそれぞれ約2分を占めていた。

時系列的には、「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、各年ともに約3割6分から4割弱の最も高い回答比率で推移しており、漸増傾向がみられた。「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は、各年ともに2割強から2割弱の中位の高い回答比率であったが、微減傾向であった。「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、各年ともに2割弱から約3割6分の中上位で推移していたが、漸増傾向がみられた。「ある…訴訟による紛争解決規定」は、各年ともに1割弱から約2分の下位で微減傾向であった。「ある…商事仲裁による紛争解決規定」は、各年ともに約4分から約2分の最下位で推移していた。

2 クロス集計と分析

1) アンケート結果の比較

2014では、「貿易形態」と「紛争解決方法の規定の有無」のクロス集計（回答数ベース）は表8の結果であった。

表 8

	上段：件 下段：%	紛争解決方法の規定の有無							
		合計	ある、当事者の話し合い	ある、同業者団体の仲介	ある、商事仲裁	ある、訴訟	ない、話し合うことの暗黙の了解	ない、契約書自体を作成していない	その他
全体	26 100.0	5 19.2	0 0.0	1 3.8	2 7.7	9 34.7	6 23.1	3 11.5	
貿易形態	輸出業と輸入業	6 100.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3	0 0.0	2 33.3
	輸出業のみ	10 100.0	2 20.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	5 50.0	2 20.0	0 0.0
	輸入業のみ	9 100.0	2 22.2	0 0.0	0 0.0	1 11.1	2 22.2	4 44.5	0 0.0
	その他	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0

2019では、「貿易形態」と「紛争解決方法の規定の有無」のクロス集計（回答数ベース）は

表9の結果であった。

表9

上段：件 下段：%	合計	紛争解決方法の規定の有無							
		ある、当事者の話し合い	ある、同業者団体の仲介	ある、商事仲裁	ある、訴訟	ない、話し合うことの暗黙の了解	ない、契約書自体を作成していない	その他	
全体	44 100.0	16 36.4	0 0.0	1 2.3	1 2.3	17 38.5	8 18.2	1 2.3	
貿易形態	輸出業と輸入業	11 100.0	3 27.2	0 0.0	1 9.1	0 0.0	3 27.3	3 27.3	1 9.1
	輸出業のみ	12 100.0	7 58.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 33.3	1 8.3	0 0.0
	輸入業のみ	21 100.0	6 28.6	0 0.0	0 0.0	1 4.8	10 47.6	4 19.0	0 0.0
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

2) 結果の実態比較

貿易形態によって紛争解決方法に特徴があるかないかが分かる。

2014では、表8のように、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、「輸入業」、「輸出業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸入業」、「輸出業」はほぼ同じ選択傾向となっていた。「輸入業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向となっていたが、「輸出業」、「輸出入業」はほぼ同じ選択傾向となっていた。「ある…訴訟による紛争解決規定」は、「輸出入業」、「輸入業」の順となっており、「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、「輸出業」、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸出入業」と比べてかなり高い選択傾向となっており、「輸入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて高い選択傾向がみられた。「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸入業」は「輸出業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた。

2019では、表9のように、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、「輸出業」、つづいて「輸入業」、「輸出入業」がほぼ同比率であった。「輸出業」は、「輸入業」、「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、「輸入業」、「輸出業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸入業」は、「輸出業」と比べて高い選択傾向、「輸出入業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた。「輸出業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向となっていた。「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸入業」と比べて若干高い選択傾向、「輸

出業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出業」と比べて高い選択傾向となっていた。

時系列的には、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、「輸出入業」では漸増傾向であり、とくに「輸出業」、「輸入業」は微減傾向を示していた。「ある…商事仲裁による紛争解決規定」は、「輸出入業」、「輸入業」では漸増傾向を示していた。「ある…訴訟による紛争解決規定」は、「輸出入業」、「輸入業」では漸減傾向を示していた。「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」は、「輸出入業」では激減後ほぼ同比率で推移し、「輸出業」では漸増傾向、「輸入業」では多少の上下動で推移していた。「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は、「輸出入業」、「輸入業」では上下動で推移し、「輸出業」では漸減傾向を示していた。

第4章 ウィーン売買条約の理解度

1 単純集計と分析

1) アンケート結果の比較¹⁰⁾

「貴社は『ウィーン売買条約』または『CISG』の内容を知っていますか」について質問したところ、表10の回答を得た。

表10 ウィーン売買条約（CISG）の理解度（回答数ベース）（単位%）

	2014年 (27件)	2019年 (44件)
大体は知っている	1件 (3.7)	2件 (4.5)
少しは知っている	4件 (14.8)	5件 (11.4)
あまり知らない	6件 (22.2)	6件 (13.6)
ほとんど知らない	3件 (11.1)	12件 (27.3)
全く知らない	13件 (48.2)	19件 (43.2)
その他	0件 (0.0)	0件 (0.0)

2) 結果の実態比較

ウィーン売買条約（CISG：United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）は2023年12月15日現在97カ国が加盟し、わが国も2009年8月から効力が生じている。それにより輸出国、輸入国がともに同条約の加盟国で、輸出入業者がそれぞれ自国に営

10) 2014年調査で初めて質問項目とした。

業所をもつ場合には、契約上規定されていない部分については輸出入国の法律に優先して同条約がその規定する範囲内で適用される。したがって、わが国の貿易業者は実務上同条約内容を熟知しておく必要がある。

2014では、「全く知らない」は5割弱、「ほとんど知らない」は1割強、「あまり知らない」は2割強であり、いわゆる「知らない」と回答した者は計約8割を占め、「少しは知っている」は約1割5分、「大体は知っている」は約4分であり、いわゆる「知っている」と回答した者は計約2割であった。

2019では、「全く知らない」は4割強、「ほとんど知らない」は3割弱、「あまり知らない」は1割強であり、いわゆる「知らない」と回答した者は計約8割4分を占め、「少しは知っている」は1割強、「大体は知っている」は約5分であり、いわゆる「知っている」と回答した者は約1割6分であった。

時系列的には、いわゆる「知っている」との回答者は微減傾向となっていた。詳しくみると「大体は知っている」者が微増した代わりに「少しは知っている」者が微減したことがみてとれる。一方、いわゆる「知らない」との回答者は微増傾向となっていた。しかし「全く知らない」者が微減した代わりに「ほとんど知らない」者がかなりの増加傾向となっていた。

2 クロス集計と分析

1) アンケート結果の比較

2014では、「貿易形態」と「ウィーン売買条約の理解度」のクロス集計（回答数ベース）は表11の結果であった。

表11

	上段：件 下段：%	合計	ウィーン売買条約の理解度					その他
			大体は知っている	少しは知っている	あまり知らない	ほとんど知らない	全く知らない	
全体		27 100.0	1 3.7	4 14.8	6 22.2	3 11.1	13 48.2	0 0.0
貿易形態	輸出業と輸入業	7 100.0	0 0.0	2 28.6	2 28.6	0 0.0	3 42.8	0 0.0
	輸出業のみ	10 100.0	0 0.0	1 10.0	3 30.0	3 30.0	3 30.0	0 0.0
	輸入業のみ	9 100.0	1 11.1	1 11.1	1 11.1	0 0.0	6 66.7	0 0.0
	その他	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0

2019では、「貿易形態」と「ウィーン売買条約の理解度」のクロス集計（回答数ベース）は表12の結果であった。

表12

上段：件 下段：%	合計	ウィーン売買条約の理解度						
		大体は知っ ている	少しは知っ ている	あまり知ら ない	ほとんど知 らない	全く知らな い	その他	
全体	44 100.0	2 4.5	5 11.4	6 13.6	12 27.3	19 43.2	0 0.0	
貿易 形態	輸出業と輸入業	11 100.0	0 0.0	1 9.1	1 9.1	4 36.4	5 45.4	0 0.0
	輸出業のみ	12 100.0	1 8.3	1 8.3	1 8.3	3 25.0	6 50.1	0 0.0
	輸入業のみ	21 100.0	1 4.8	3 14.3	4 19.0	5 23.8	8 38.1	0 0.0
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

2) 結果の実態比較

貿易形態によってウィーン売買条約の理解度に特徴があるかないかが分かる。

2014では、表11のように、「少しは知っている」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸入業」、「輸出業」と比べてかなり高い選択傾向となっており、「輸入業」、「輸出業」はほぼ同じ選択傾向がみられた。「あまり知らない」は、「輸出業」、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」、「輸出入業」は、ほぼ同じ選択傾向であったが、「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向となっていた。「全く知らない」は、「輸入業」、「輸出入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸入業」は、「輸出入業」と比べて非常に高い選択傾向となっており、「輸出業」と比べて極めて高い選択傾向となっていた。「輸出入業」は「輸出業」と比べて高い選択傾向となっていた。

2019では、表12のように、「大体は知っている」は、「輸入業」、「輸出業」の順となっており、ほぼ同比率であった。「少しは知っている」は、「輸入業」、つづいて「輸出入業」、「輸出業」がほぼ同比率であった。「輸入業」は、「輸出入業」、「輸出業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「あまり知らない」は、「輸入業」、つづいて「輸出入業」、「輸出業」がほぼ同比率であった。「輸入業」は、「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向、「輸出業」と比べて高い選択傾向がみられた。「ほとんど知らない」は、「輸出入業」、つづいて「輸出業」、「輸入業」がほぼ同比率であった。「輸出入業」は、「輸出業」、「輸入業」と比べて高い選択傾向がみられた。「全く知らない」は、「輸出業」、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸出入業」とほぼ同じ選択傾向、「輸入業」と比べて高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。

結びにかえて

以上のように本稿では、2014の質問項目について入手したデータをもとに、2019で得られた

データを追加し、各調査年での、第1章利用トレード・タームズに準拠する規則、第2章利用トレード・タームズに対する規則の非準拠の理由、第3章紛争解決方法の規定の有無、第4章ウィーン売買条約の理解度などの実態を把握し、併せて2014から2019にかけてそれらの実態に変化の兆しが生じてきたのかどうかについて考察してきた。これを踏まえて、貿易業者は今後の取引においてとくに以下の諸点に留意を払うべきである。

I トレード・タームズを使用するうえでの留意点

売買当事者が貿易取引でトレード・タームズを使用する場合、両当事者は、使用したトレード・タームズの解釈上の不一致から生じる取引上の紛争に留意すべきである。その紛争を防止するために両当事者は、使用したトレード・タームズについて売主および買主の義務を遺漏なく取り決めておく必要がある。このため、両当事者は、この取り決めを行える専門的な知識が不可欠であることはいうまでもなく、時間やコストをかけて協議しなければならない。しかし、こうした作業は両当事者にとって大変やっかいなものであり、先人は、トレード・タームズについての統一的解釈規則を策定し、両当事者がその規則を援用し、共通の規則を遵守することで無用の混乱を避けようとしてきた。

「どの規則にも準拠していない」は、各年ともに最も高い回答頻度（2.4～3.2社に1社）のままで推移していた。「どの規則にも準拠していない」の選択者は、トレード・タームズの解釈に関わる紛争が生じた場合に依拠すべき統一規則の合意がないわけであるから、紛争が生じる恐れを内包したままで取引を行っていることになる。これらの当事者は自社の置かれている状況を十分に認識する必要がある。その状況を理解すれば、それに適切に対応する措置を今後の取引から講じざるを得なくなるであろう。この選択傾向は、愛媛県所在業者¹¹⁾、大分県所在業者¹²⁾、宮城県所在業者¹³⁾、熊本県所在業者¹⁴⁾においてもみられた。またこのような業者は、貿易形態（輸出入業、輸出業、輸入業）のいかんを問わずみられる傾向にあるところから、わが国の貿易業者、なかでも中小貿易業者はこの選択傾向がみられるのではないかと類推されよう。

「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は、各年ともに中位のほぼ同じ回答頻度（7.7～5.0社に1社）で推移していた。一応準拠規則を表示し

11) 吉田友之「愛媛県所在貿易企業における取引契約上の留意点に関する時系列考察—2013年アンケート結果の追加版—」『関西大学商学論集』関西大学商学会、第60巻1号、2015年6月、54～5頁。

12) 吉田友之「大分県所在貿易企業における取引契約上の留意点に関する時系列考察—2013年アンケート結果の追加版—」『関西大学商学論集』関西大学商学会、第60巻4号、2016年3月、85～6頁。

13) 吉田友之「宮城県所在貿易企業における取引契約上の留意点に関する時系列考察—2013年アンケート結果の追加版—」『関西大学商学論集』関西大学商学会、第62巻4号、2018年3月、122～3頁。

14) 吉田友之「熊本県所在貿易企業における取引契約上の留意点に関する時系列考察—2013年アンケート結果の追加版—」『関西大学商学論集』関西大学商学会、第63巻1号、2018年6月、39～40頁。

ているという点では、「どの規則にも準拠していない」場合に比べて勝ると考えられる。しかし、インコタームズは任意規則であり最新版が自動的に援用するようにはなっておらず、両当事者間でインコタームズが何年版とするのかの点で相違が生じる恐れがあり、当事者はこの点についても留意が必要である。

「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は、2014では改定後14年が経過しており中位の回答頻度（9.2社に1社）、2019ではその後19年が経過しており下位の回答頻度（14.9社に1社）となっていたが、年を経るにつれてインコタームズ2010年版に切り替えるようになり順当に回答頻度が低下していることがみてとれた。一方、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は、2014では改定後4年が経過していたが2位の回答頻度（4.6社に1社）、2019ではその後9年が経過していたが2位の回答頻度（3.8社に1社）となっており、年を経るにつれて回答頻度が着実に高くなっていることがみてとれた。

「社内で独自に作成した規則」は、年により回答頻度に大差がみられた（23.0～7.5社に1社）。また、「同業者団体が規定した規則」は、年により回答頻度に大差がみられた（5.1～14.9社に1社）。本調査からは、どのような内容の規則を社内で規定したのか、または同業者団体が規定したのかまでは具体的に把握できないが、この種の規定を完璧に作成するには専門的知識と経験が必要となるため、一般的には既存の規定を準拠規則とする方が両当事者にとっては手間や暇を省けメリットが多いといえる¹⁵⁾。

Ⅱ トレード・タームズの準拠規則を取り決めていない場合の留意点

上記Ⅰで「どの規則にも準拠していない」と回答した者からその理由を明らかにした。

「特に問題が生じたことがないから」は、各年ともに最も高い回答頻度（1.1～1.2社に1社）の範囲で推移していた。「それが長年のやり方であるから」は、各年ともに2位の回答頻度（1.6～2.5社に1社）の範囲で推移していた。「どんな規則があるのか知らないから」は、年により回答頻度（8.0～2.5社に1社）にばらつきがみられた。「相手方からの要求がないから」は、年により回答頻度（2.7～7.5社に1社）にばらつきがみられた。

当事者がトレード・タームズの準拠規則を取り決めていないおもな理由は、長年トレード・タームズに対する解釈規則に準拠していなくとも、それでとくに問題が生じたことがないからであった。また相手方からの要求がないためであった。一方、どんな規則があるのか知らない当事者は、ばらつきはみられるものの一定割合存在していた。

両当事者は、以上の状況である限り、長年同じ業者との間で取引関係がありとくに何のトラブルもない場合であってさえ、いつ商事紛争が生じても不思議ではない状況にあることに留意すべきであろう。

15) 大手企業では社内に法務を専門に扱う部署が設けられており、そこに所属する企業内弁護士（インハウスローヤー）により取り決められることも考えられる。

Ⅲ 商事紛争処理対策における留意点

当事者が契約書で紛争解決方法を規定していない場合、「ない…売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、各年ともに最も高い回答比率（約3割5分～4割弱）の範囲で推移していた。「ない…貿易売買契約書自体を作成していない」は、各年ともに上中位の回答比率（2割前後）の範囲内で推移していた。これらは紛争解決方法として気休め程度に過ぎずまったく実効性のない方法である。とくに契約書自体を作成していないのは貿易業者として論外であるといわざるを得ないが、これが中小貿易業者の現実であることを認識する必要がある。

当事者が契約書で紛争解決方法を規定している場合、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、各年ともに中低位の回答比率（約1割6分～約3割6分）の範囲で推移していた。当事者は、紛争発生時にはその解決に向けて努力することは当然であり、その当然ともいえることを紛争解決方法として規定したところで具体的な解決方法でなければ実効性に乏しい規定であるといわざるを得ない。「ある…訴訟による紛争解決規定」は、各年ともに下位の回答比率（1割弱～約2分）の範囲内で推移していた。これは紛争解決方法を規定しないより有効であるが、商事紛争の解決方法として用いることは一般的にリスクが高いと考えられている。ただ今後、各国においてウィーン売買条約に基づく判決が蓄積されていくことにより、訴訟が商事紛争の解決方法として適切となり採用されていくことも予想されよう。「ある…商事仲裁による紛争解決規定」は、実務上最も現実的で適切な解決策とされている。しかし、紛争解決方法としてこの方法を契約書に規定した当事者は各年ともに下位の回答比率（約4分～約2分）の範囲内で推移していた。もちろんこの解決策を規定した場合であっても、それで十分な解決が図れるわけではない。実際には仲裁機関名、仲裁規則を指定しそこから下された裁定が売買両当事者に対してどのような効果をもたらすのかなどについて詳細に規定する必要がある。したがって、そこまでの手当を行った当事者の割合はさらに低くなると推測できる。

Ⅳ ウィーン売買条約（CISG）における留意点

ウィーン売買条約をいわゆる「知っている」との回答者は、各年ともに低い回答比率（約2割～約1割6分）の範囲で推移していた。ウィーン売買条約をいわゆる「知らない」との回答者は、各年ともに高い回答比率（約8割～約8割4分）の範囲で推移していた。筆者は他地域での調査結果から同条約の理解度の低さについては予想していたものの、わが国でも同条約が有効となって5ないし10年が経過した時点での調査であることを勘案すると、当事者は、自己にとって極めて危うい状況下で貿易取引を行っていることが明らかとなった。当事者は、同条約の準拠を望まないならそれも可能ではあるが、それを含めてまず最低限の同条約についての知識を得る努力が必要である。

貿易当事者は、実務上の貿易取引では相手方とのかけひきがあり交渉事となるため、理論的に適正な取り決めが必ずしもできるとは限らない。結果として問題を残したままで契約書を作成することになるかもしれない。しかし、当事者にとっては当該取引で用いた契約書の中に問題があることを自覚して取引を行ったのか自覚なしにそれを行ったのが重要な意味をもつ¹⁶⁾。前者の場合には、それによって生じるかもしれない紛争を予期し、その対応策についての準備をすることができよう。さらにその後の貿易取引では生じるかもしれない問題を少しでも解消できる方向に本稿を参考として契約内容を改善することができる。一方、後者の場合には、貿易取引を円滑に遂行するうえで必要となる基礎的知識をまず理解し問題点を自覚できるようにすべきである。

以上、本稿で指摘した諸点が、貿易当事者にとって紛争防止のための一助となれば幸いである。

アンケート調査にご回答頂いた香川県内の各企業に対して深謝いたします。また分析内容の文責は一切筆者にあることを申し添えます。

以 上

16) 厳密にはもっと詳細な取り決め内容を要するがここではアンケート調査に関する部分の概括的な指摘にとどめた。貿易業者は各地で開催されている貿易実務セミナーなどを利用し貿易取引や貿易契約に関する理解を深めるのも一策であろう。

